

特別区は どちら？

制度編

とくべつクマからの超難問？

8つの問題を解きながら

「特別区の制度」を紹介します

はたして、正解はどちら？



東京 2 3 区

特別区は どちら？

問
01

東京 23 区は、 「特別区」か？「行政区」か？



A 東京 23 区は、「特別区」



B 東京 23 区は、「行政区」

解説



	<p>特別区は、市町村と同様に住民に最も身近なところで行政を行っている基礎的な自治体です。 現在は東京にある 23 の区のみです。</p>
	<p>行政区は、政令指定都市（基礎的な自治体）に設置されます。住民の利便性のために、市の区域を分けて行政区を置き事務を行っています。政令指定都市は、全国に 20 市あり、関東では、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市です。</p>

正解
→ A 東京 23 区は、「特別区」

特別区は
どちら？

問
02

特別区の区長は、
どうやって決めるの？



A 区民が選挙で決める



B 東京都が決める

解説



=



特別区の区長は、区民が選挙で決める直接公選です。
これは市町村と同じです。



特別区の区長公選の歴史をみると、昭和 22 年の特別区誕生時は、区長は公選でした。
昭和 27 年の地方自治法改正で区長公選が廃止され、東京都知事の同意を得て区議会が選任することになりました。
区長公選が復活するのは、昭和 49 年の地方自治法改正です。

正解

A 区民が選挙で決める

特別区は
どちら？

問
03

特別区には、
議会、条例制定権があるの？

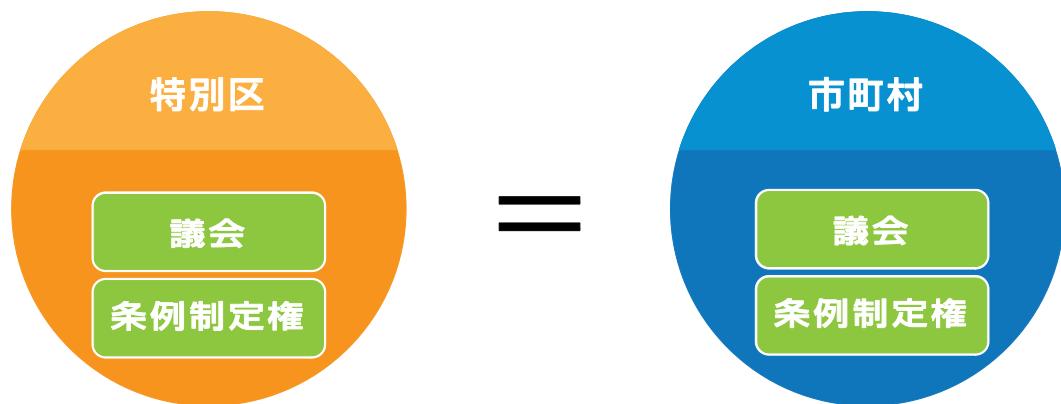


A 議会、条例制定権
ともにある



B 議会のみある

解説



	<p>市町村には、議会があり、条例（市町村が作る法律）を作っています。 条例を作ることが出来る権利を、条例制定権といいます。</p>
	<p>特別区にも、市町村と同様に議会があり、条例制定権も持っています。</p>



A 議会、条例制定権ともにある

特別区は どちら？

問
04

特別区が課税している税は
どちらでしょう？



A 住民税の個人分を
課税している



B 固定資産税を
課税している

解説

住民税 (市町村民税)	個人分	区税
	法人分	都税
固定資産税		都税



特別区には、市町村と同じように課税権があります。
上記の中では、住民税の個人分を課税しています。



市町村では上記 3 税はすべて市町村民税ですが、特別区では都区間
や特別区間の財政調整を行う特例により住民税の法人分と固定資産
税は東京都が課税しています。

正解

A 住民税の個人分を課税している

特別区は どちら？

問
05

特別区は、法律的には
どちらの地方公共団体？



A 特別地方公共団体



B 普通地方公共団体

解説

	普通	特別
広域	都道府県	
基礎	市町村	特別区



自治体は、「基礎な地方公共団体」と「広域の地方公共団体」に分けられます。前者は、住民に最も身近な行政を行う市町村と特別区です。後者は、都道府県です。



自治体のもう一つの分け方が、「普通地方公共団体」と「特別地方公共団体」です。地方自治法では都道府県、市町村を前者に分類し、特別区を後者に分類しています。市町村と特別区は同じ基礎的な地方公共団体ですが、特別区は大都市制度としての特例があることから、特別地方公共団体と位置づけられています。

正解

A 特別地方公共団体

特別区はどちら？

問
06

特別区が行っている事務について
正しいものはどちらでしょう？



A 東京都が行う市の事務の一部を除き、市の事務を行っている

B 一般の市と同じ事務を行っている

解説

府県の事務	東京都
	保健所設置市の事務（特別区が実施）
市の事務	東京都が行う市の事務（消防、上下水道など）
	特別区

	<p>市町村は、保育園、幼稚園、小中学校、福祉事業、ごみ処理、道路・公園、防災、住民票・戸籍事務、文化、健康、まちづくりなど多くの事務を行っています。また、消防、上水道や下水道も行っています。</p>
	<p>特別区の区域内では通常市が行う事務のうち、消防や上水道、下水道などいくつかの事務を東京都が行っています。 特別区は、一般の市町村が行う事務のほか、府県の事務のうち、保健所設置市の事務も行っています。</p>



A 東京都が行う市の事務の一部を除き、市の事務を行っている

特別区は どちら？

問
07

都区制度特有の 財政制度は何でしょう？

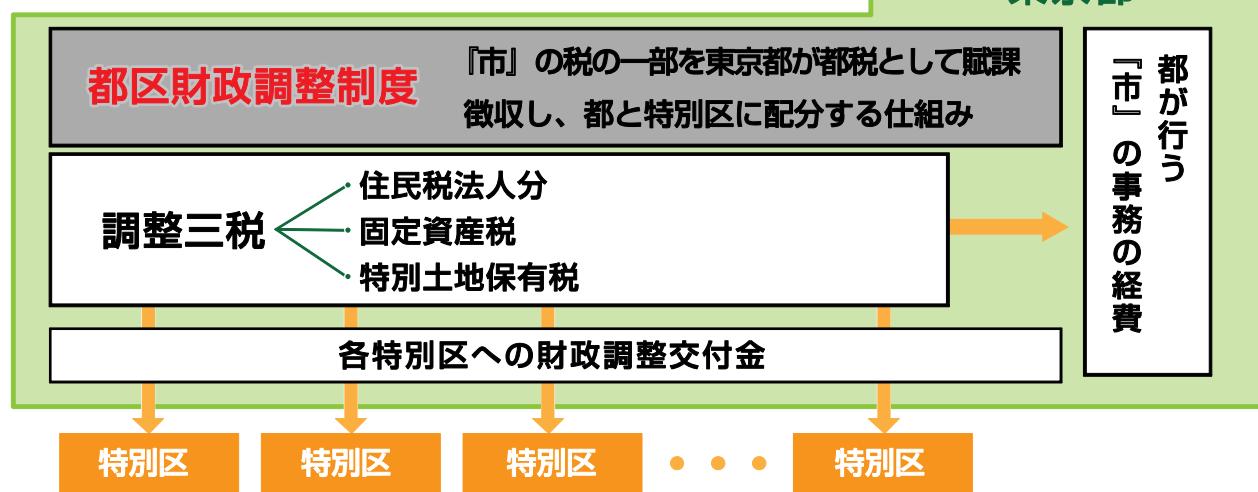


A 都区財政調整制度

B 地方交付税制度

解説

東京都



地方交付税は、地方自治体の財政力の格差をなくすために交付する国の財源保障制度です。全ての市町村と都道府県が対象になっています。
ただし交付税をもらえるのは、国の基準で計算した結果財源不足のある市町村と都道府県です。



都区制度があるため、地方交付税は東京都と特別区を合わせて計算されます（財源不足ではないとされ交付はありません）。
都と個々の特別区の財源保障は、都区財政調整制度を通じて行われます。

正解

A 都区財政調整制度

特別区は どちら？

問
08

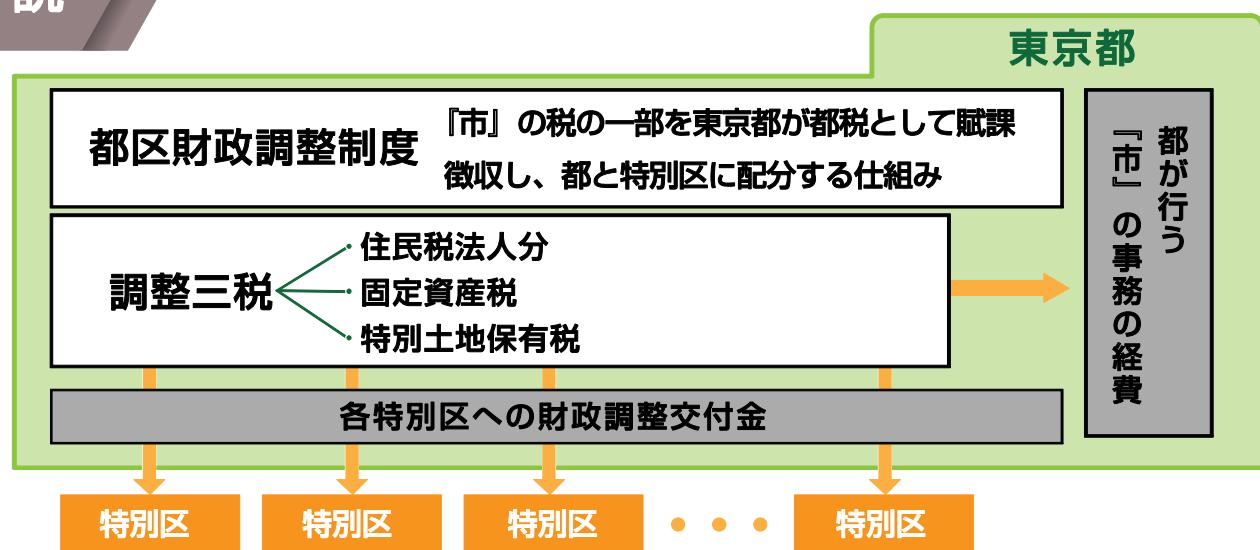
都区財政調整制度の役割は 何でしょう？



A 都区間の財源配分機能と 特別区間の財源調整機能

B 特別区間の財源調整機能のみ

解 説



東京都と特別区間の財政調整は、特別区の地域では東京都が市の事務の一部を行っていることからくる、都と特別区の役割分担に伴う財源の配分機能です。



特別区間の財政調整は、財源の偏在を是正して特別区相互間の財源の均衡化を図る財源調整機能です。



A 都区間の財源配分機能と特別区間の財源調整機能